

令和3年11月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年11月26日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 302・303会議室（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項14 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、松原八壽雄委員、水野洋子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第21号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、でございますのでよろしくお願ひします。

会 長	<p>それでは早速ですが、第21号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第21号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますが、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>【番号1、番号2を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>11月22日、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、城山公園から城山街道を挟んだ南側の一団の農地で、うち2筆は、新居町地内の北東側のクリニックの横で、うち1筆は、城前町地内の城山街道沿いのコスモス畑でございます。</p> <p>申請理由は、営農規模拡大のため、農地を購入して取得するもので、申請者は、長久手市在住で長久手市で畑作をしていますが、日進市でいちじく栽培をしており、将来的に尾張旭でもいちじく栽培をする意向があるとのことで、しばらくは水田として利用し、作業委託等により水稻耕作を続けるとのことでした。申請者は、今年の8月にも新居町地内で同様の申請をしており、許可を受けております。なお、長久手市に所有する水田については、引き続き草刈りなどの保全管理をして遊休農地にならないよう対処する必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>補足説明ですが、土地の入手のしかたが気兼ねなくやりたいとの理由で購入という形でしたが、飛び地になってしまうため、今後は集約化という面でも市の協力を得ながら借地を前提に規模拡大していくとのことでした。コスモス畑は、お城や祭り等、市民に非常になじみ親しまれていることから、そういった事情を配慮していただき市と協議して上手い使い方を考えていくとのことでした。</p>

若杉 満 委 員	<p>コスモス畑は休日平日問わず、市民の憩いの場となっています。</p> <p>コスモス畑を今後も維持して残していけるよう行政の力添えをいただきたいということで農業委員会から市の方へお願いをさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>市の立場としては、コスモス事業が農地法の許可を妨げるものではないと重々承知しておりますが、農業委員会からのご意見も頂きながら、コスモス畑が継続できるよう借地での集約化に向けて御協力させていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、第21号議案「農地法第3条の許可申請について」に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第21号議案について許可することに決定しました。</p> <p>続いて、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>第22号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
若杉 満 委 員	<p>11月18日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、晴丘北交差点から西に約100メートルに位置する畑で、東側は道路で、南側は市道を挟んで市街化区域、西側及び北側は耕作されており、申請地の一角は、今後も耕作を続けるとのことでした。転用目的は分家住宅の建築で、理由としては賃貸暮らしで手狭なため借地で住宅を建築するものです。</p> <p>なお、西側及び北側農地の隣地の境界は、コンクリートブロック</p>

	<p>積みとする計画で、雨水は集水桝を経て南側既設排水路へ、汚水雑排水は南側下水管へ放流予定であることから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上の理由から、調査員の意見としては許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>申請地北側は農地ですが、日照等への影響はどう考えますか。</p>
若杉 満 委 員	<p>申請書にも記載されていますが、隣地の方にはそれぞれ説明済みで、ご承諾をいただいているとのことでした。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、第22号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第22号議案について許可相当とすることに決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項14「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項14「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、7件で、 1,858.07平方メートル、主な概要は、狩宿町地内 外で 一般個人住宅 7件 です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。違反転用に対する是正指導についてです。登記簿上の地目が農地である土地で現況が非農地利用されている土地、いわゆる違反転用状態の土地の所有者に対して、適切な手続きをしてもらうよう依頼する旨の通知を予定しております。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は12月24日(金)午後2時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>